

高知くらしの護身術

56

不当請求

手口巧妙化。慌てないで

(2007年5月15日掲載原稿)

「携帯電話でアダルトサイトの画像をクリックしただけで料金を請求された」とか、「無料のサイトに登録したはずなのに料金を請求された」との相談が引き続き寄せられています。

最近では、学生など未成年者が利用したとの相談や、以前このようなトラブルに巻き込まれた方から、放置していたら、「登録料が未払いで多額の延滞金が発生している」とか「退会費がいる」と請求され、「支払うつもりがない」ことを伝えると、「裁判を起こす。調査費も追加請求する」などの脅迫めいたことを言われたといった相談も寄せられています。特定商取引に関する法律では、「迷惑メール」や「Webサイト」は通信販売等の広告として規制されています。

具体的には、販売業者等が電子メール及びリンク先Webサイト上で広告をする場合は、

- ① あるボタンをクリックすれば、それが有料の申込となることを容易に認識できるように表示すること
- ② 申込内容を確認及び訂正できるようにしていることが必要で、①②を満たしていない場合や
- ③ 有料なのに無料と記載するなどの虚偽・誇大広告をしている場合は法律違反となります。

もし、相談事例のようなトラブルにあった場合は、あわてて支払ったり、請求者に電話をしたりしないことです。

不当な請求であれば支払う必要はありません。支払ったり、電話やメールで返信をすると、さらに、請求がくるようになります。また、自分の個人情報を相手に伝えることにもなります。

不審な電子メールやサイトにはアクセスしないことが肝要です。